

**不適合情報**

2018年10月5日(金)にパフォーマンス向上会議で確認した不適合事象は、下記のとおりです。  
 なお、パフォーマンス向上会議で確認した事象の内容から、審議時点で想定する対応(点検、修理、調査等)などを付記しております。

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。  
 法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

不適合グレードについては以下のURLをクリックしてご覧ください。

<http://www.tepco.co.jp/kk-np/data/inside/pdf/image1.pdf>

**1. G I グレード 1件**

NO.	号機等	不適合事象	原子炉安全の観点から見たグレード
1	その他	<p>荒浜側貝処理汚泥受入施設において、汚水のサンプリング作業に従事していた作業員が、回転機器にゴム手袋を巻き込まれ右手首上部を負傷した。業務車にて病院へ搬送。「右前腕開放骨折」と診断され治療。            【2018年10月2日公表済み】  <a href="http://www.tepco.co.jp/kk-np/data/press/pdf/2018/30100201p.pdf">http://www.tepco.co.jp/kk-np/data/press/pdf/2018/30100201p.pdf</a>            *2018年10月17日再審議にてグレード変更(G II → G I)            (入院期間が14日以上となったことから、重傷災害の不適合と判断した。)</p>	G III 以下

**2. G II グレード 2件**

NO.	号機等	不適合事象	原子炉安全の観点から見たグレード
1	6号機	海水熱交換器(C)区域非常用電気品室(地下中2階)において、作業用足場の組み立て作業中に足場板を落下させ、原子炉補機冷却海水系ストレーナ制御盤(C)の補助リレーガラスカバーを損傷させた。当該事象の原因を調査し点検・修理。	G III 以下
2	7号機	北側海水ポンプ用天井クレーン漏電遮断器の点検時、当該回路電圧(440V)と仕様の異なる漏電遮断器(200V)が取り付けられていることを確認した。当該事象の原因を調査し交換。	G III 以下

**3. G III グレード 3件**

NO.	号機等	不適合事象	備考
1	1号機	原子炉建屋給気隔離弁(B)用蓄圧器タンク四方弁の配管接続部から微量の空気漏れを確認した。当該部を点検・修理。	
2	2号機	非常用ディーゼル発電機(B)区域送排風機室入口扉の開閉時、閉側で固定できない場合があることを確認した。当該扉を点検・修理。	
3	3号機	海水熱交換器建屋1階レイダウ区域照明の漏電遮断器が動作し、照明の消灯を確認した。当該事象の原因を調査し点検・修理。	